

北朝鮮の核問題及び拉致問題に対し厳格な姿勢の堅持を求める意見書

北朝鮮が6か国協議の合意に基づき核計画の申告書を提出したことを受け、米国政府は、北朝鮮へのテロ支援国家指定の解除を表明した。また、過日開催された日朝実務者協議では、北朝鮮が拉致問題の再調査の実施を表明したことから、我が国政府は、再調査が具体化すれば、制裁の一部を解除するとしている。

しかしながら、北朝鮮による核計画の申告は完全でも正確でもなく、また、拉致問題の抜本的な解決の動きが定かでない中の、こうした制裁緩和に向けた動きは、国民にとって極めて遺憾なことであり、北朝鮮による核の脅威や我が国の主権及び国民の生命と安全への侵害である拉致問題の全面解決に悪影響を及ぼすことが懸念されるところである。

よって政府は、核の脅威が完全に解消されず、拉致問題に係る再調査の具体的な道筋がついていない現状においては、北朝鮮による核問題及び拉致問題に対し厳格な姿勢を堅持し、特に、拉致問題の実質的な進展がない限り、北朝鮮に対するテロ支援国家指定及び制裁が継続されるよう、最大限の外交努力を尽くし、拉致被害者の安全確保及び帰国と真相究明を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月10日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣

殿

神奈川県議会議長 榎 本 与 助